

第 1 章 指針・規定

1-1 飛鳥病院における医療関連感染対策のための指針

1. 医療関連感染対策に関する基本的な考え方

飛鳥病院では、「私たちが必要とする皆さんに寄り添い皆さんが少しずつ本来の自分を取り戻し地域に復帰できるよう、最適な医療や看護を提供する」の理念に基づき、医療を提供している。当院の医療関連感染対策は、標準予防策の観点に基づいた医療行為を実践する。精神病院入院患者・外来患者は自己の環境に留意できない疾患の特徴から生活そのものの自立能力が欠如している患者が多く職員はその特性を理解し感染対策・環境調整に努めなければならない。このような院内感染を防止するには根拠に基づく対策を組織的に継続し実施することが大切である。そのため感染防止対策委員会及びリンクナース委員会を設置し、定期的活動を通じて、感染に対する問題について適切かつ迅速な感染防止対策を目指す。

2. 委員会等の組織に関する基本的事項

当院における医療関連感染防止を推進するために、以下の組織等を設置する。

1) 感染防止対策委員会

感染防止対策委員会は病院全体の感染管理に関する重要事項を審議・決定する。医師を委員長とし、病院長はじめ各部門の責任者を構成メンバーとする。院内における医療関連感染防止等について検討するとともに、迅速な対応をするため毎月第 4 月曜日に 1 回定期開催し、重大な問題が発生した場合は適宜開催する。

2) リンクナース委員会

現場での感染対策の知識・技術の普及に努め、部署・病棟において感染対策を推進する。リンクナース委員会は、各病棟から各 1 名（委員長は除く）の代表看護師で構成し、毎月第 4 火曜日に 1 回開催、緊急時は必要に応じて臨時会議を開催する。

3. 職員研修に関する基本方針

全職員の感染防止に対する意識向上を図り組織で医療関連感染対策に取り組み、組織の実践能力を高めるため、職員教育と研修を行う。

- 1) 全職員対象の職員研修の実施。
- 2) 職員が感染防止に関する教育と訓練を受ける機会を支援する。
- 3) 研修は最低年間2回は行う。

4. 医療関連感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は、医師または看護師から速やかに感染予防対策委員会に報告する。

また、緊急を要する感染症の発生時は直ちに報告を行い、感染予防対策委員会は詳細の把握に努め、必要な場合は臨時委員会を招集し、緊急対策を講ずるとともに再発防止及び対応方針を検討する。感染予防対策委員会は必要な場合は臨時の感染予防対策委員会を収集し、対応を検討する。

- 1) 感染症の発生状況の把握を行い、介入を行う。
- 2) 感染源、感染経路に関する調査を行う。

5. 感染症発生状況の報告に関する指針

- 1) 法令に定められた感染症の届け出及び院内の感染症患者の把握を行う。
- 2) 感染予防対策委員会で医療関連感染状況と対策について協議し、全職員への周知徹底を図る。

6. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本指針

- 1) 医療関連感染対策の推進のため「感染対策マニュアル」を全職員への周知を図るとともにこのマニュアルの定期的な見直し、改訂を行う。
- 2) 院内スタッフは感染対策マニュアルに記載された感染対策を実施し、感染予防策の遵守に努める。リンクナース委員会は遵守状況を把握し、適切な指導を行う。

7. 附則

2010年2月1日 作成

2022年1月15日 改訂

2022年6月11日 改訂